



使用済紙おむつリサイクルに関する動向・ これまでの取組について

令和7年10月

環 境 省



第五次循環型社会形成推進基本計画・ 循環経済への移行加速化パッケージ等について

第五次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定



- 「第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～」を、令和6年8月2日に閣議決定。

背景等

- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

概要

課題

- ① 気候変動への対応・生物多様性の確保
- ② EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③ 人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、社会的課題を同時解決

ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画
～循環経済を国家戦略に～

令和6年8月

(p. 91)

高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済紙おむつの適正処理を確保した上で、安全衛生性にも配慮した再生利用等導入に向けた検討を進めるため、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、自治体内部の検討・判断に必要な情報の提供、**リサイクルに関するガイドラインの改定等を行う**。これらの取組を通じ、**2030年度までに実施・検討を行った自治体の総数を150自治体とし**、人口規模等が異なる様々な自治体で取組が進むようにするとともに、今後の状況に合わせた柔軟な対応を行い、使用済紙おむつの再生利用等の取組を持続可能な形で進める。

第2回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議

- 令和6年12月27日（金）に第2回循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催（石破総理大臣も出席）。「循環経済への移行加速化パッケージ」をとりまとめ。
- 総理から、各府省庁に対して、政策パッケージを速やかに実行するよう指示。また、本閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるとご発言。

令和6年7月30日 第1回循環経済に関する関係閣僚会議

開催結果

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承
- ・関係府省庁の取組状況と今後の方向性を確認
- ・総理から、各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内にとりまとめるよう指示

令和6年12月27日 第2回循環経済に関する関係閣僚会議

開催結果

- ・**「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。**
- ・総理から、各府省庁に対して、政策パッケージを速やかに実行するよう指示。また、本閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるとご発言。



①食品ロス削減

取組

地域の取組の強化

- ・自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- ・自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等



消費者等の効果的な行動変容の促進

- ・民間のデジタル技術等を活用した家庭系食品ロスのモデル事業の実施・成果発信
- ・食品寄附及び食べ残し持ち帰り、食品廃棄物の排出削減の促進
- ・mottECO導入支援、食品廃棄ゼロエリア創出等

将来像

食品ロス半減目標の早期達成

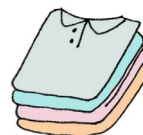
(事業系食品ロスについては、60%削減という新たな目標について検討中)

②サステナブルファッション推進

取組

循環型ファッション推進に向けた使用済み衣類回収システムの構築

- ・モデル事業等を通じた地域ごとの回収網の強化
- ・自治体のグッドプラクティス集の作成
- ・ビジネスモデルの構築、リユース市場の拡大促進



循環型ファッションシステム構築に係る取組強化

- ・環境配慮設計ガイドラインの普及
- ・繊維・アパレル産業における情報開示の推進

消費者への啓発や情報発信

将来像

家庭から廃棄される衣料を25%削減

③使用済み紙おむつのリサイクル推進

取組

使用済み紙おむつのリサイクルに関する知見の整理・発信

- ・各家庭からの回収に加え、老人養護施設や保育所等の多様な排出先からの回収システム構築に向けた知見・課題の整理
- ・課題解決に向け、必要に応じて各省連携を行うなど、自治体・リサイクル事業者を含む関係者との連携強化
- ・上記を踏まえたグッドプラクティスの事例収集や、ガイドラインの改定を通じた、情報発信・事例の横展開の推進

使用済み紙おむつのリサイクルに関する自治体への直接支援

- ・自治体に対する伴走支援の実施



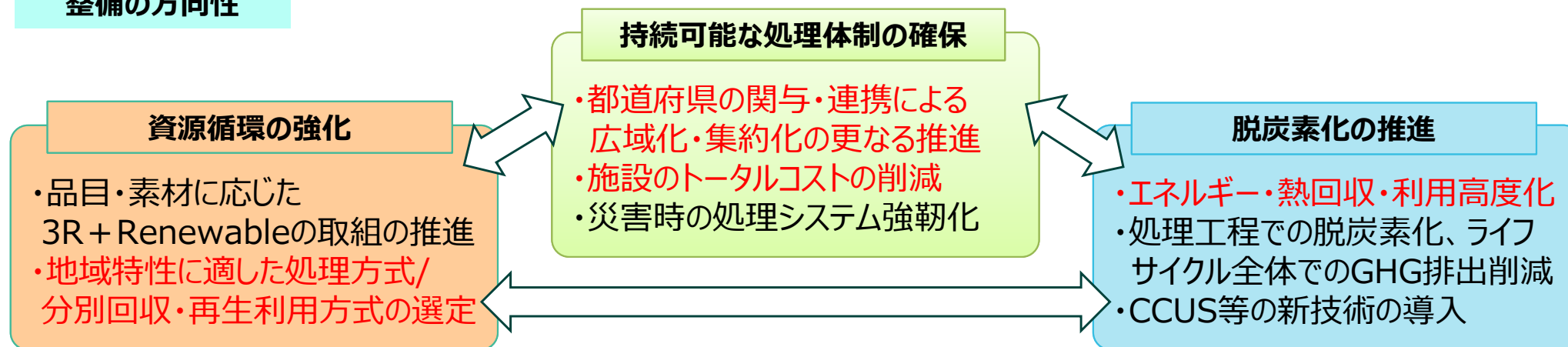
将来像

紙おむつリサイクルの実施・検討を行った自治体を150に

今後の一般廃棄物処理施設整備について

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R + Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。

整備の方向性



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

具体的な対応策

以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施

- ・都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
- ・施設規模の適正化、更新需要の平準化
- ・資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
- ・エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
- ・CO2分離回収等の技術開発の推進

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布
令和7年2月1日一部施行



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



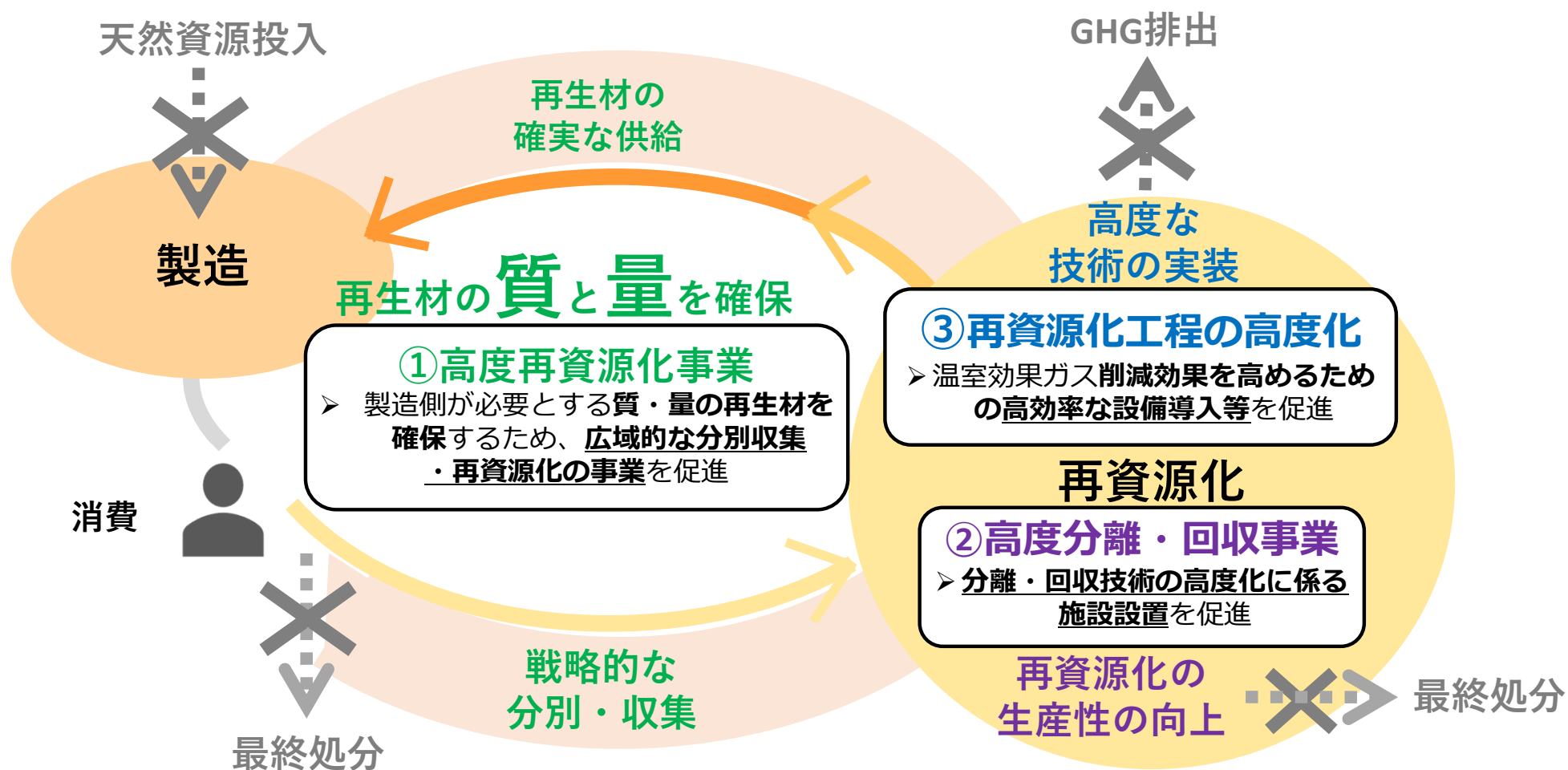
例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

再資源化事業等高度化法 認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける制度を創設。



使用済紙おむつをめぐる現状と現行ガイドライン

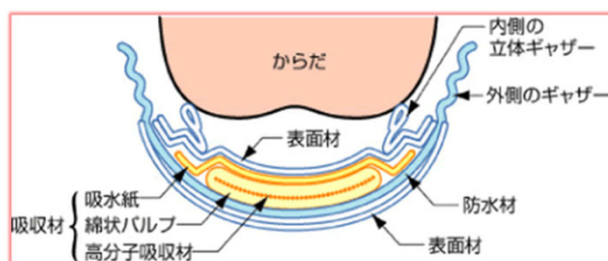
使用済紙おむつの再生利用等について

- 使用済紙おむつの排出量の増加が見込まれる中、使用済紙おむつの再生利用等の推進は、自治体における焼却処理量の削減等による廃棄物処理の合理化や資源循環の促進に資する。少子高齢化への対応等の社会課題の解決にも貢献できる資源循環の取組の推進は重要。

紙おむつ再生利用等のポイント

- 紙おむつの素材であるパルプ、樹脂、高分子吸収材（SAP）は、**殺菌処理などをした上で再生利用等可能**。
- 紙おむつは高齢化社会により今後排出量が多くなることが推計される。一般廃棄物に占める割合は5.3～5.7%から、**6.6～7.1%程度**となる見込み。

紙おむつの組成 ※パンツ型の例



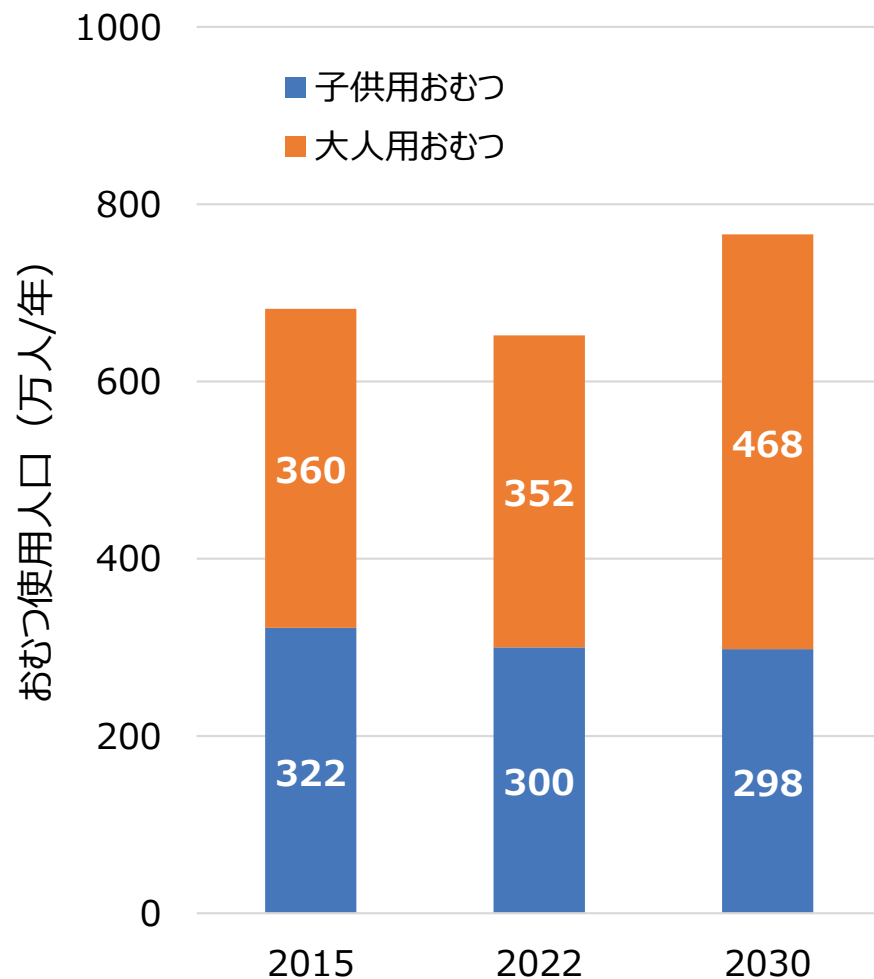
素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

一般廃棄物に占める使用済紙おむつの割合

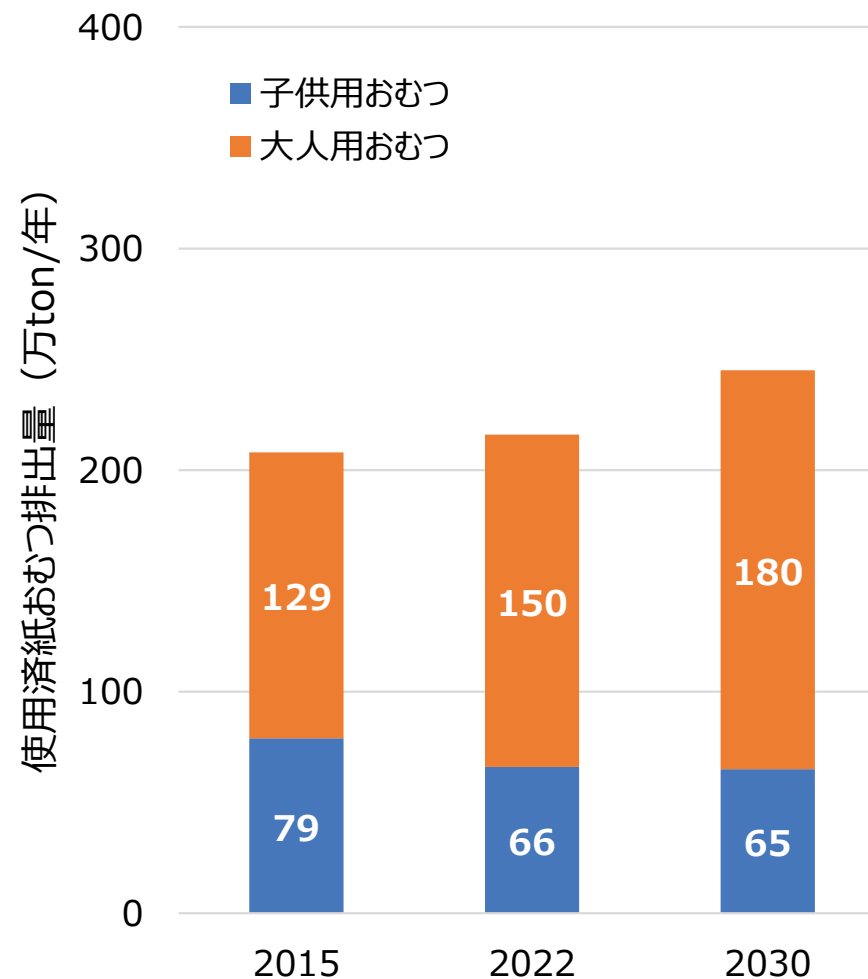
	排出量（万トン）	処分量（万トン）	一般廃棄物排出量に占める紙おむつの割合
2015年度	家庭系：131～150 事業系：60	191～210	4.3～4.8% ※一般廃棄物排出量：4,398
現状 2022年度	家庭系：150～166 事業系：64	214～230	5.3～5.7% ※一般廃棄物排出量：4,034
2030年度	家庭系：157～173 事業系：88	245～261	6.6～7.1% ※一般廃棄物排出量：3,696

おむつ使用人口と排出量の推移

おむつ使用人口推移（推計）



使用済紙おむつ排出量推移（推計）

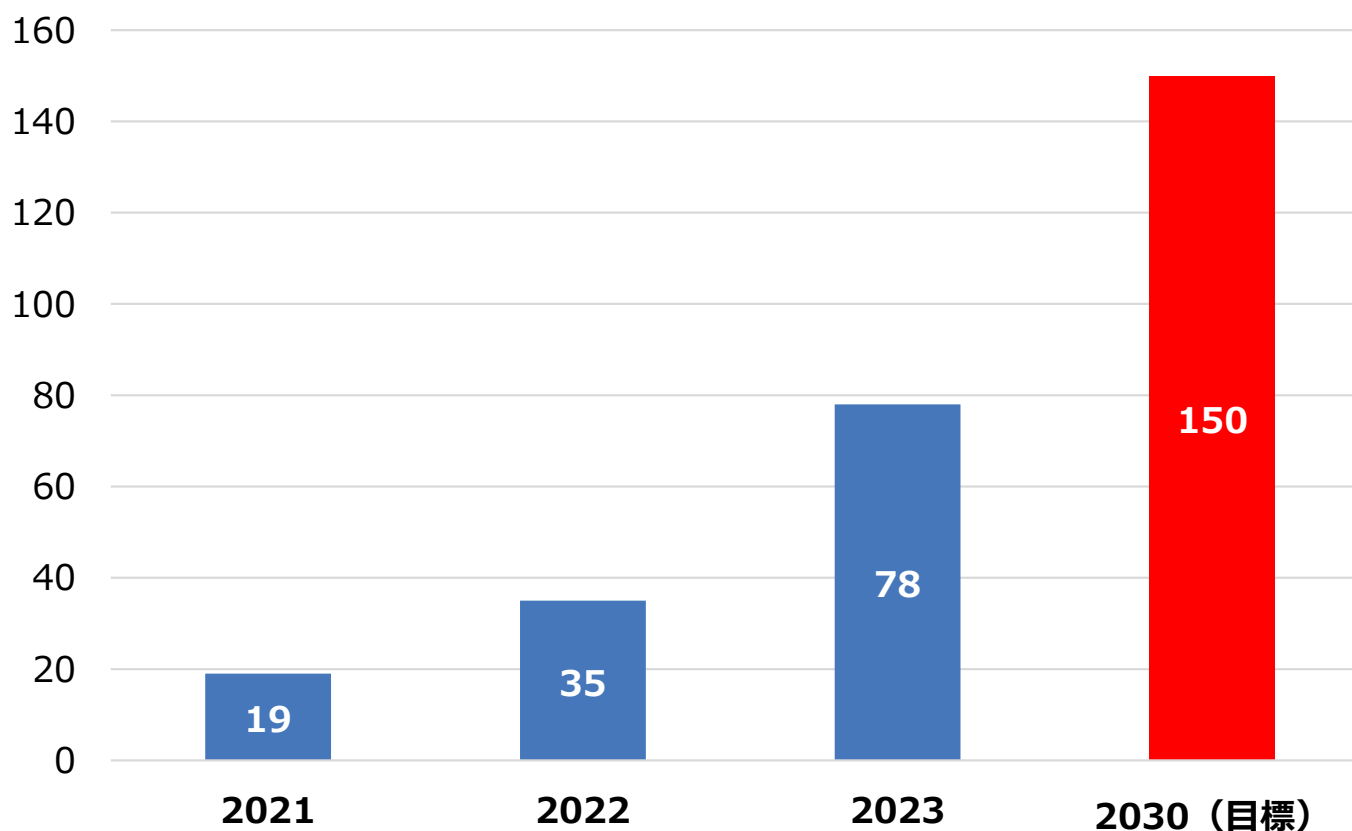


再生利用等を実施・検討している自治体の推移

使用済紙おむつの再生利用等を実施・検討している自治体数は、2021年度は19自治体、2022年度は35自治体、**2023年度は78自治体**であった。2023年度の内訳は、**実施が21自治体**（事業系紙おむつや一部地域での実施を含む）、**検討中が57自治体**である。

※検討中とは、議会での発言、基本計画への記載、具体的調査の進展などが確認された場合を指す。

再生利用等を実施・検討している自治体数の推移



令和元年度 使用済紙おむつの再生利用等ガイドライン概要

<GLの目的>

使用済紙おむつ再生利用等の検討を行う市区町村等に、適正処理を確保した上で再生利用等を導入するための参考となるよう、検討の流れ/取組事例/関連技術/関連規制等を整理したもの

<GLの対象>

使用済の子ども用及び大人用紙おむつ（フラット型、テープ型、パンツ型、パッド類）

※感染性廃棄物は対象としない。

<紙おむつの再生利用等に向けた検討手順>

〈ごみ処理基本計画〉

排出状況の把握（3.1）：
家庭系・事業系それぞれの現在・将来の排出量の推計方法

収集運搬方法（3.2）：
・回収拠点の設置に関する検討（家庭系）
・回収主体の検討（事業系）
・収集運搬車両の検討

再生利用等方式（3.3）：
・地域特性を踏まえて検討
・再生利用等方式（4方式）の紹介

住民・事業者等への周知・協力依頼（3.4）：
・処理費低減、子育て世帯等支援等のメリットを説明
・分別方法や混入してはならない品目の周知

再生利用等の開始：
・収集時に破袋しないよう留意
・安全衛生上の取組・試験を確認（3.5）

使用済紙おむつの再生利用等の促進に向けた 取組について

① ガイドラインの普及

- ガイドラインの説明、再生利用等事業者と市区町村のマッチング説明会の開催
- ガイドラインの普及啓発資料の作成

② 市区町村へのコンサルティング、伴走支援

- 市区町村への意向調査
- 市区町村を対象とした再生利用等の導入に結び付くコンサルティングの実施
- 自治体の取組の段階ごとに必要な支援の実施（伴走支援）

③ 導入支援

- 市区町村の設置する再生利用等施設に対する一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金支援
- 民間事業者が利用可能な補助金等に関する情報提供

④ 使用済紙おむつの再生利用等に関する調査

- 使用済紙おむつの再生利用等に関する事例調査（市区町村、排出事業者、再生利用等事業者）

令和5年度 環境省使用済紙おむつの再生利用等の促進プロジェクトの概要

【目的】

使用済紙おむつ再生利用等の現況について関係者へのヒアリング等を実施の上で、メリットや課題を整理し、再生利用等の促進を図る。

【概要】

○現状の把握

⇒有識者、自治体、使用済紙おむつ再生利用等事業者、保育施設従事者、保護者を対象にヒアリング、現地視察、車座形式での意見交換を実施。

○環境省における今後の取組の検討

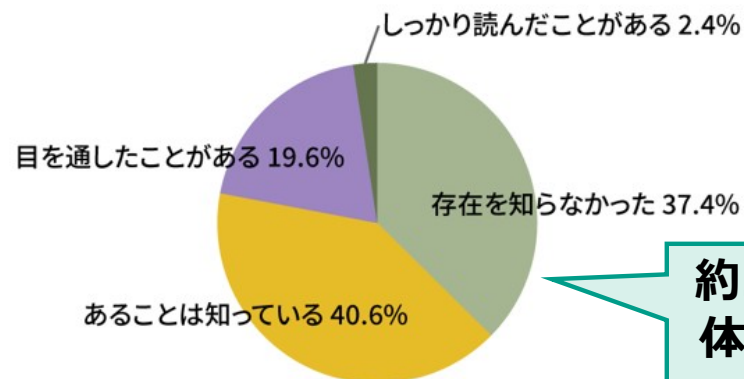
⇒ヒアリングや意見交換で得られた知見から、環境省における今後の取組の方向性を整理する。

【取組の経緯】

日程	内容	概要
令和5年 4月	使用済紙おむつの再生利用等の勉強会	○紙おむつの再生利用等の現状について、環境省内で勉強会を実施。
5月	再生利用等事業者ヒアリング①	○事業者の取組紹介・経験からの課題等ヒアリング。
6月	再生利用等事業者ヒアリング②	○事業者の取組紹介・経験からの課題等ヒアリング。
7月	有識者ヒアリング	○有識者より幅広い課題等についてヒアリング。
	現地視察、意見交換会	○リサイクル設備の現地視察及び保護者等の関係者を交えた意見交換会を実施。
8月	意見交換会	○有識者、自治体、事業者を交えた意見交換会を実施。

市区町村における使用済紙おむつの取扱いに関する調査結果（令和4年度）

○使用済紙おむつ再生利用等のガイドラインの自治体における認知度について（R4年度）



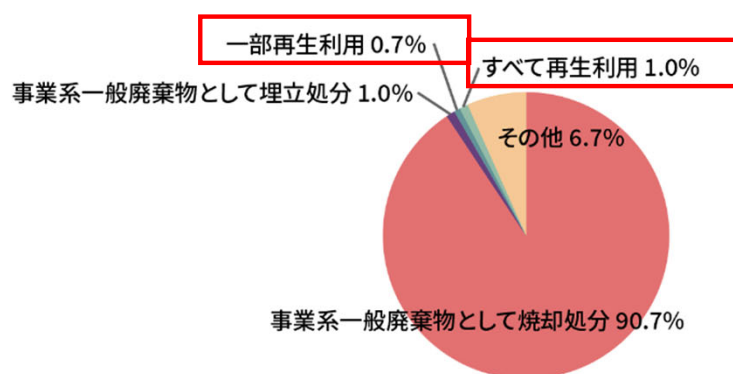
約35%の自治体に認知されていない

紙おむつが再生利用等できることを知らなかった。

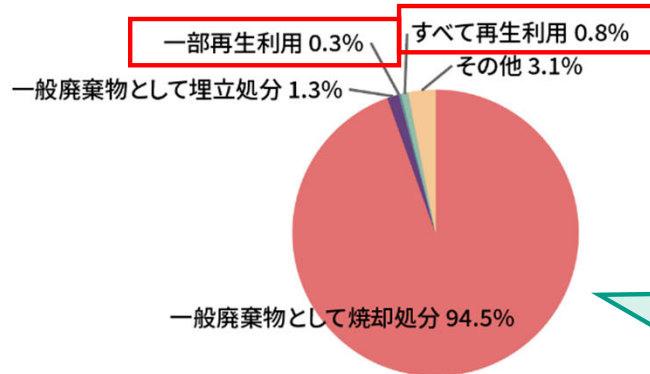
コストがわからない。

何から検討を始めれば良いかわからない。

○使用済紙おむつの処理状況や処理方法について（R4年度）



<事業系一般廃棄物>



<家庭系一般廃棄物>

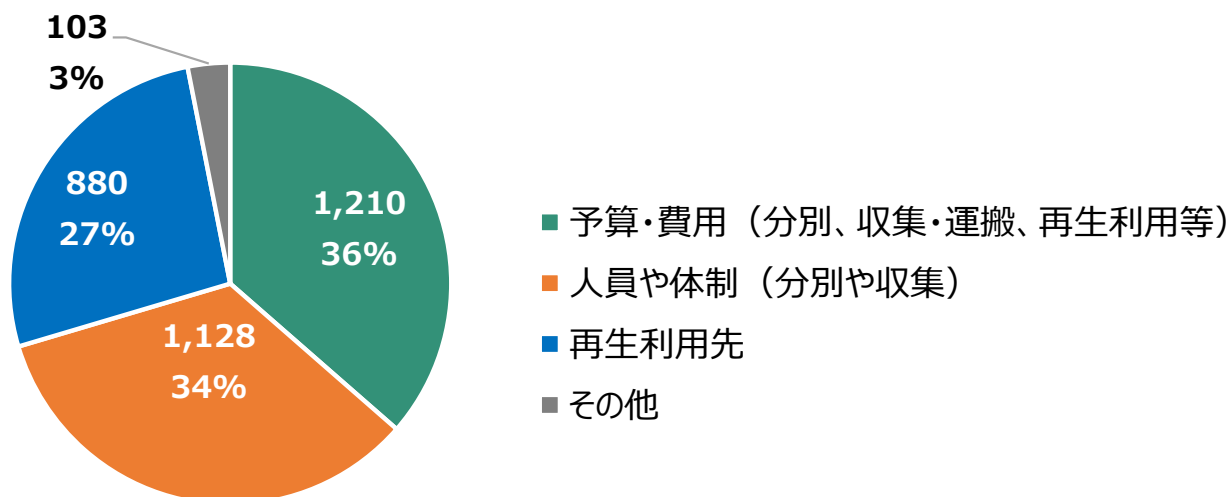
既に実施している自治体は、
家庭系・事業系とも
1～2%程度

市区町村における使用済紙おむつの取扱いに関する調査結果（令和5年度）①

- 令和5年度に地方自治体を対象にしたアンケート（有効回答数：1,357）では、使用済紙おむつの再生利用等について**実施・検討している自治体の数は合計78自治体**であった。

地域	（1）実施している自治体	（2）検討している自治体
北海道、東北	7	2
関東	2	22
中部	2	11
関西	—	8
中国、四国	5	5
九州	5	9
合計	21	57

○使用済紙おむつを分別回収、再生利用等するにあたっての課題



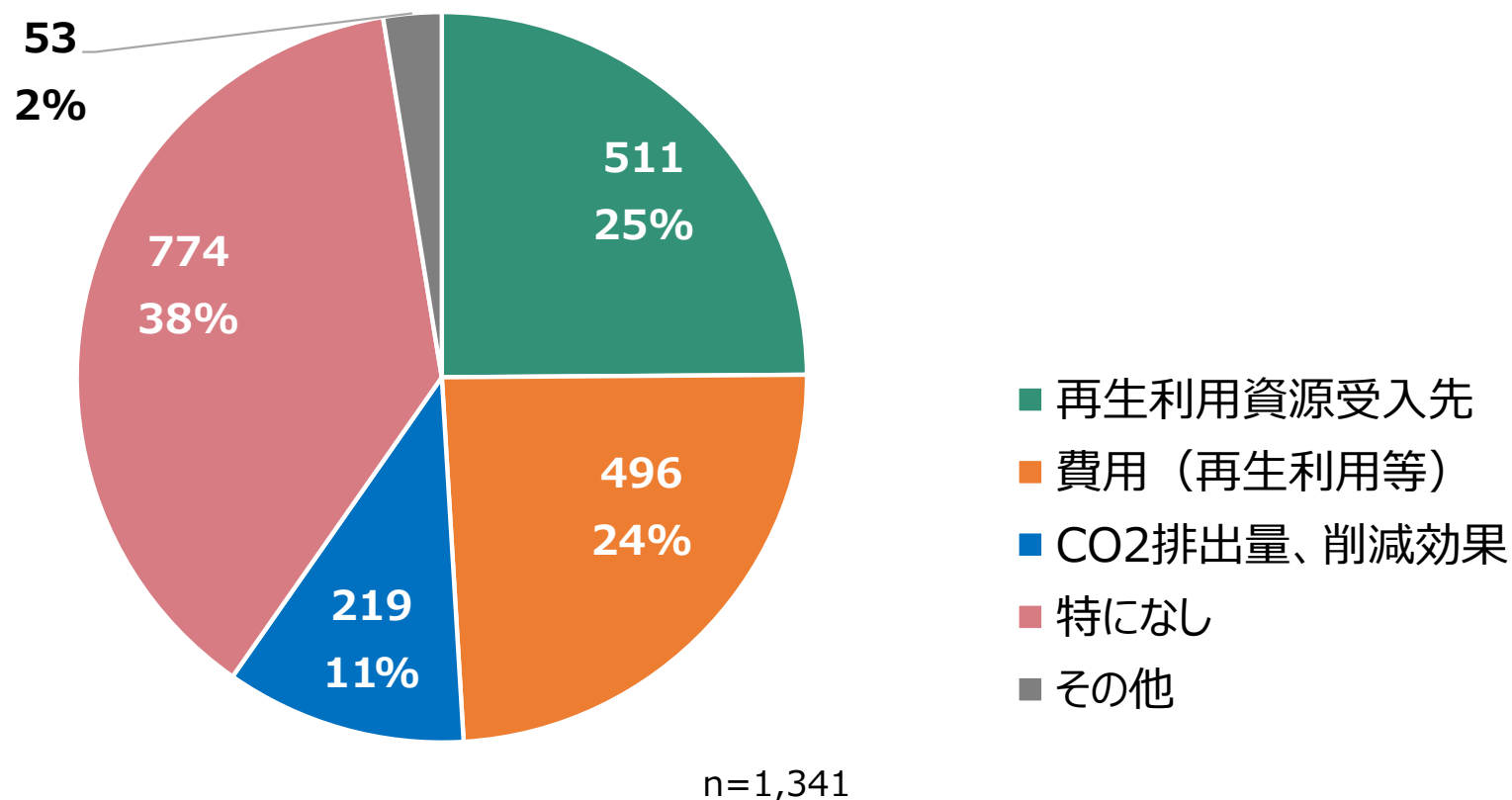
「その他」の回答の自由記載コメント分類

住民理解、プライバシー配慮	17
広域組合、構成市との調整	14
衛生問題、感染症リスク	9
検討に至っていない	4
保管場所の確保	3
その他	15

市区町村における使用済紙おむつの取扱いに関する調査結果（令和5年度）②

- 使用済紙おむつの再生利用等を推進していくため、ガイドライン等で不足している情報について質問したところ、「再生利用資源受入先」「費用」「CO2排出量、削減効果」と回答する自治体が多かった。（複数回答可）

○ガイドラインや報告書に不足している情報



ヒアリングや意見交換で指摘いただいた主な課題

- 使用済紙おむつ再資源化等事業者、有識者、自治体、子供の保護者等、紙おむつに関わる皆様に協力いただき、それぞれの観点から多様な御意見をいただいた。

①コスト

- 事業採算のための処理量の確保。
- 再生利用等へのインセンティブ。
- イニシャルコストを低減する仕組み。
- ランニングコストを低減する仕組み。

③リサイクル技術

- リサイクル技術の更なる進展。
- 素材分別後のマテリアルリサイクル技術の開発。
- 収益に繋がっていない再生材の収益化。
- 高分子吸収材とプラスチックのリサイクル技術の社会実装。

⑤流通

- 流通のネットワークづくり。
- リサイクル製品の販路拡大。

②情報の拡充

- 自治体でのリサイクルの導入検討時に判断材料となる情報。
- 現行処理や将来の投資（炉更新等）とのコスト比較情報。
- 現行処理とのCO2削減効果比較の情報。
- 取組事例や再資源化可能な素材であることの情報発信。

④分別・回収方法

- 家庭からの分別回収。
- 分別回収されやすい仕組みづくり。
- 紙おむつ利用者のプライバシーの保護。
- 回収におけるドライバー不足への対応。
- 広域回収等の検討。

⑥その他

- 処理施設と連携手法。
- 紙おむつに対する関係省庁・自治体における横断的連携。

令和7年度の環境省の取組

情報提供

環境省の今後の取組の方向性の記載

自治体内部の検討・判断に必要な情報について国が調査・整理



今年度の取組内容

- 自治体内部の検討・判断に必要な情報として、今年度の以下の事項について調査し、情報提供を予定。
 - ・費用に関する情報
 - ・温室効果ガス排出削減量に関する情報
 - ・**自治体向けガイドライン改定**に向けた情報整理
- 紙おむつリサイクルのガイドラインの内容や調査結果等に関する情報提供を、環境省ウェブサイトへの掲載や講演等により実施

自治体支援

環境省の今後の取組の方向性の記載

自治体の取組の段階ごとに必要な支援や課題解消のための自治体間のマッチングを行う。



今年度の取組内容

- 令和6年度予算により、**7自治体の伴走支援**を実施。
現在、令和7年度事業実施自治体（8自治体）の伴走支援業務展開中
- 支援例：排出者への意向調査、使用済紙おむつの分別回収の周知、使用済紙おむつの回収支援（回収ボックスの設置、収集運搬支援等）等
- 資源循環自治体フォーラムの場などを活用し、公募の採択自治体以外に対しても情報提供等による支援（※）を実施**
（※他事例の紹介や、必要に応じて自治体間のマッチングを想定）

事業者支援

環境省の今後の取組の方向性の記載

事業者に対し、技術開発や設備導入に関する必要な支援を実施



今年度の取組内容

- 今年度も、**技術実証や設備導入の支援**を実施。
- 補助事業の要件を含めた分かりやすい情報提供を実施。

環境省の今後の取組の方向性

取組のポイント

情報提供

- 関心がある自治体等の協力を得て、**自治体内部の検討・判断に必要な情報について国が調査・整理し、情報提供**を行う。
- 取組の中で明らかになった課題を整理し、「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を改訂。

自治体支援

- **自治体の取組の段階ごとに必要な支援（※）**を行い、更なる底上げを行って手順ごとの**先行事例**を創出。
- 課題解消のための自治体間のマッチングを行う。

※支援の例：
回収ボックス設置等の実装支援、排出量調査等支援、自治体の課題解決のためのコンサルティング、取組を行っていない自治体へのアプローチ

事業者支援

- 事業者に対し、技術開発や設備導入に関する**必要な支援（※）を実施**。
※支援の例：実証事業に対する補助、リサイクル設備導入の補助

※一部は来年度以降実施予定。

達成目標

自治体・企業における使用済紙おむつの再生利用等の取組を更に拡大させ、**2030年度までに実施・検討を行った自治体の総数を150自治体**とするとともに、今後の状況に合わせた柔軟な対応を行い、**持続可能な取組**にしていく

※現在環境省が把握している自治体数の約3倍

紙おむつの一括回収の導入等により同時に実現

排出量が増加した
使用済紙おむつの
処理の最適化

地域の
資源循環促進

紙おむつ利用者（子ども・高齢者等）と関係者（保護者・介護者等）の負担軽減

(参考) 使用済紙おむつ再生利用等の先行事例

使用済紙おむつの再生利用等の先行事例①

福岡県大木町

連携：みやま市

- 2011年10月から紙おむつ分別収集をスタート。
- 回収開始2年目（2013年）で家庭系使用済紙おむつの72%を回収、2018年度には回収率86%に達した（推計値）。

- BOX設置による拠点回収を実施。
- 専用の回収ボックス（500L容器）を、59か所に設置。



- ボックス表面に企業名を入れることによる広告宣伝費の収入で、初期投資費用を回収。
- 週2回収。

トータルケア・システム(株)

- パルプは建築資材、プラスチックとSAPはRPF(※)、汚泥は土壌改良剤として再生利用等実施。



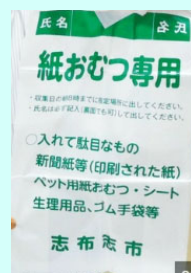
※古紙及び廃プラスチック類を主原料とした固形燃料

鹿児島県志布志市

連携：大崎町

- 2019年からモデル地区で回収した紙おむつについて近隣でリサイクル処理開始。
- 市役所職員による丁寧な啓発活動が実を結び、約8割の紙おむつを分別・回収（推計値）。

- 紙おむつの回収は、「出したごみには責任を持つ」という考えのもと、氏名記入が必要な専用袋により、ごみステーションで実施。
- 約80カ所に回収ボックスを設置（令和4年度）。



＜令和5年度モデル地区＞

- 週3回ゴミ出し可能。
- 週3回収。

ユニ・チャーム(株)

- パルプやSAPは紙おむつの素材、プラスチックは回収袋・回収ボックス等として再生利用（いずれも実証段階）。



千葉県松戸市

- 平成21年から市内外の病院、福祉施設から排出される紙おむつ（事業系一般廃棄物）の回収・リサイクルを市内の処理業者が実施。
- 老人福祉施設などの排出事業者からリユース可能な袋で回収。分離機による消毒分離工程では破袋、破碎が不要であり作業負担低減に貢献。



(株)サムズ

連携：栗田工業(株)

- プラスチック・パルプからRPF-A、RPFを製造。
- パルプは段ボール製造の実証済。
- 汚泥はバイオマス燃料製造の実証済。
- クリタサムズシステムとして展開。



鳥取県伯耆町

- 平成23年度に伯耆町清掃センターに処理設備を併設し、ペレットを製造。平成26年4月に町営温泉施設に「使用済紙おむつペレット専用ボイラー」を設置。
- 燃料化施設増設により、平成28年4月から隣町（南部町）の事業系使用済紙おむつも処理を開始。
- 老人福祉施設などの排出事業者が、回収容器を設置し、分別・保管を実施。



(株)スーパー・フェイス

- 素材は全量RPFとして再生利用等実施。



東京都町田市

【背景】

- 焼却場の処理余力が少なく、使用済紙おむつの再生利用等を検討開始。

【これまでの検討・取組】

- 平成17年のごみの有料化に合わせて、住民に対し、紙おむつを回収する際の専用袋を無償で配布し分別排出を進めてきた。ただし、現在は、紙おむつは可燃ごみと一緒に回収され、焼却処理されている。
- 令和3年度に東京都実証事業により、一部モデル地域において、ITを活用した効率的な分別回収を実施し、回収した紙おむつは、ユニ・チャーム株式会社及びトータルケア・システム株式会社の工場に運搬して処理を行った。
- 令和4年度に市内の高齢者施設へアンケートを実施し、紙おむつの使用状況や排出量の調査を実施。
- 近年、保育園からの関心も高まっている。

再生利用等設備導入までの課題

- 現状では、分別収集した紙おむつをリサイクル処理できる施設は関東近辺には無く、リサイクルルートが確保できていない。
- リサイクルに要するコストの低減。
- 回収品目が増加することによる収集費用の増加の懸念。
- 市単独で取り組むのは困難だが、同様に取組を行っている自治体が分からない。

**(参考) 使用済紙おむつの再生利用等に関する
自治体伴走支援について**

令和4年度 使用済み紙おむつの再生利用等導入のための必要な調査等に関する支援

使用済み紙おむつの再生利用等に関心があり、導入しようとしている自治体に対し、導入の検討を行うに当たって必要な調査等の支援を行うため、3自治体を選定した。

自治体名	事業内容	得られた知見等
①愛媛県松山市	市内の排出事業者へアンケート調査の実施 使用済み紙おむつ排出量に関する情報（要介護度別の施設利用者数、紙おむつ利用者数、紙おむつの交換頻度等）、リサイクルに関する意向（許容できる処理単価等）排出状況（分別の程度、排出頻度、現在の処理先等）を調査した。	- 紙おむつリサイクルに対する興味・関心の程度について集計した結果、合計48.4%の事業所が興味・関心を示していた。 - 紙おむつリサイクルに協力できる費用負担の程度について集計した結果、最も回答が多かったものは「無料であれば協力する」で、全体の44.3%。次いで「今の処理料金と同じ程度であれば協力する」が22.9%、「今の処理料金より安価であれば協力する」が22.5%。「無料であっても協力しない」事業所は全体の9.6%を占めていた。
②鹿児島県志布志市	- 紙おむつ専用回収BOXの設置 - 紙おむつ専用回収袋の配布 志布志市、大崎町、そおりサイクルセンター、ユニ・チャーム（株）の4者で協定を締結し、紙おむつの実証実験を行っていた。	設置したことにより、排出者のプライバシーに配慮し、排出しやすい環境整備を行った。その結果、本事業に取り組む前の実績と設置後の実績を比較したところ、排出された使用済み紙おむつの袋数に増加がみられた。
③鹿児島県大崎町	本事業では、紙おむつ専用回収ボックスの設置や専用袋を配布することで、回収率の増加を目指した。	

令和 6 年度 使用済み紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援①

使用済み紙おむつの再生利用等を実効的に推進するための好事例を創出するため、事業者や市民団体等と連携した施策を実施する自治体を募集し、7 件の事業を採択した。

自治体名	事業内容	得られた知見等
①神奈川県座間市	・ 市内の事業所へアンケート調査の実施 市内にある 50 の保育施設、44 の高齢者福祉施設、70 の障がい者施設へ紙媒体で発信し、インターネット（Google Forms）経由で回答する方式とした。 ・ 市内事業所（7 つの公立保育園）について、行政回収と合わせて紙おむつの分別回収が実施可能か実証	・ <u>分別に要する費用とその作業負担に関する課題を解決しなければ、事業者からの協力が得にくいと想定される。</u> ・ 資源化施設が近隣に存在しない場合、自治体単独での導入は非常に困難である。<u>近隣自治体や地域の民間企業と連携し、広域的な資源化システムを構築することが望ましいと考える。</u> ・ 事業系の再資源化については、処理費用を市・事業者のどちらが負担するのか課題となる。本来、事業者が排出した廃棄物の処理費は事業者が負担するが、将来的には家庭系紙おむつの収集も想定することから、より効率的・効果的な収集体制と再資源化方法を検討していく。
②神奈川県大井町	・ 事業系使用済み紙おむつの排出状況実態調査 使用済み紙おむつの収集運搬体制や処理施設の規模等について検討するため、事業所（町内の高齢者福祉施設と保育施設）の排出量や現在の処理方法、また使用済み紙おむつ再生利用事業への協力可能性や想定される課題等を問う調査を行った。 ・ 使用済み紙おむつ再生利用事業参入可能性調査 使用済み紙おむつの収集運搬、再生利用施設整備、施設運営等の全てを当町にて完結することは困難なため、近隣の廃棄物処理業者に対して、使用済み紙おむつ再生利用事業への関心度を把握するための調査を行った。	・ アンケート調査結果から、現段階では使用済み紙おむつ再生利用事業への協力度合いは決して高いとは言えず、対話を重ねながら慎重に進める必要がある。これらの問題は当町に限ったことではないと考えられることから、<u>国や県からの使用済み紙おむつの再生利用に関する積極的な情報発信も重要と考える。</u> ・ 使用済み紙おむつ再生利用事業は、現段階で小規模自治体単独での実現は費用やマンパワーの面から容易ではない。<u>外部からの支援が不可欠である。</u> ・ 回収量、リサイクル手法、採算性に関する意見もあり、引き続き事業実施に向けて詳細な事業計画を立てる必要がある。

令和6年度 使用済み紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援②



自治体名	事業内容	得られた知見等
③千葉県山武市	市内の事業所へアンケート調査の実施 市内介護施設から排出される使用済み紙おむつを再資源化していくために、使用済み紙おむつ排出量、事業者の意向などについて、郵送とオンラインでアンケート調査を実施した。	- 可燃ごみとは別に使用済み紙おむつを分けて運搬するためには、収集運搬業者に委託するなどの<u>費用的な問題や収集するまでの保管体制の検討が必要</u>である。 - 使用済み紙おむつの受け入れ先が<u>近隣にないことから、現在の処理先より遠方まで運搬することとなる</u>。山武郡市環境衛生組合に設置した場合の<u>費用対効果の検討が必要</u>となる。
④愛知県名古屋市	啓発チラシの作成 事業者アンケートによると、資源化可能となった場合に分別に協力する意向のある事業者は85%以上を占めた。そのため本事業では、使用済み紙おむつの資源化への賛同と分別への理解が進むよう、使用済み紙おむつの資源化の意義等を排出事業者やその従業員等にわかりやすく説明する啓発チラシを作成した。	- 使用済み紙おむつの資源化について、期間を要する取り組みや効果的な事業の実施のために、<u>支援事業の期間、対象経費についてより柔軟な取り扱いが望まれる</u>。 - 使用済み紙おむつは新たな品目の資源化であるため、安定的な施設運営に加えて、<u>資源化に向けた処理ルートの確保が重要</u>である。 - アンケートの結果から、排出者のごみ保管やごみ収集運搬時等における、<u>臭いや衛生面での対策について検討が必要</u>である。
⑤和歌山県橋本市	使用済み紙おむつの資源化実証 市で分別収集した使用済み紙おむつから、試験用検体（50 kg）をチャーター便にて実験施設（愛知県弥富市）へ輸送した。1バッチ5kgを約5分で処理する摩擦乾燥機に投入し、粉体化した。 分別容器調達 使用済み紙おむつの分別収集時の周囲への臭気の配慮の観点から、臭気対策機能付分別容器を調達し、希望する市民へ貸与した。市民がこの容器を使用することで、使用済み紙おむつの分別収集の促進、収集作業の効率化を図る。	- 使用済み紙おむつを処理する場合の、<u>法体系が未整備</u>。 - 市町村を越境して使用済み紙おむつを処理する場合、<u>許認可のハードル高い</u>。 - ペットシート/猫砂などが増えてきているが、<u>ペット排泄物は、一緒に処理できない</u>。 - 処理方法は複数存在するが、<u>雑菌、排水などの課題がある</u>。 <u>処理能力が小さい</u>。 <u>コストが高い</u>。今回：2 万円/kg（＝2,000 万円/ton）、通常焼却：20-30 円/kg（＝2-3 万円/ton） - 施設導入した場合の<u>補助・交付金メニューが不足</u>。 - 紙おむつ回収の<u>収集車両等の購入費に、補助メニューがない</u>。

令和6年度 使用済み紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援③



自治体名	事業内容	得られた知見等
⑥福岡県筑前町	・ 収集実証 保育所、老人ホーム、町の庁舎の計9ヶ所に回収ボックスを設置。排出量を計量し、当該施設の利用者数から子ども・大人それぞれの一人当たりの排出量と、収集運搬及びリサイクル処理に要する経費から、子ども・大人それぞれの一人当たりの処理経費を算出した。 ・ 生活環境への影響調査 使用済み紙おむつ回収ボックス本体とその周辺における臭気検査と微生物検査を実施した。 ・ 市内の事業所等へアンケート調査の実施 町民、保育施設、高齢者福祉施設、使用済み紙おむつ回収ボックス設置施設向けにアンケートを実施した。	・ 廃棄物の収集運搬を担っている事業者に取り組みを行ったところ、現状では車両、人員ともに十分な余力がある状態とは言い難かったため、<u>運搬能力を拡大させなければならない</u>。 ・ アンケートの回答では、「回収排出拠点が近くにあれば協力しやすい」「回収 拠点までの運搬方法に不安がある」といった意見が多く寄せられ、特に高齢者や障害のある方の支援を検討する必要がある。また、「リサイクルされたパルプ、プラスチック、SAPがどのように使われるのかが分からない」という意見が寄せられた。<u>リサイクルの一連の流れを『見える化』することで、町民の分別のモチベーションを向上させられる可能性があるため、重要な情報と認識した。</u>
⑦佐賀県鹿島市	・ プロジェクト会議の開催 鹿島市、嬉野市、太良町の各自治体の担当者が集まり、使用済み紙おむつ再生利用の実現 にむけて議論した。 ・ 先進地視察 令和6年11月に以下の2ヶ所をプロジェクト会議メンバーにて視察。 ・ おおき循環センターくるん（福岡県大木町） ・ 曾於リサイクルセンター（鹿児島県志布志市）	・ 事業実施可能性調査に活用できるスキームが少ない。 ・ <u>事業の費用対効果に関する情報が少ない。</u> ・ どのように事業化を進めたら良いのか、先行事例が少ないため、調査の発注内容等をゼロから作らなくてはならない。 ・ 事業実施が確定していない段階で活用できるスキームが限られているが、FS 調査を実施するためには、ある程度の予算が必要になる。

令和7年度使用済み紙おむつ再生利用等に関する自治体伴走支援事業 1次募集採択自治体一覧

地理院タイルに採択自治体を追記して作成
(市区町村コード順)

⑥愛知県春日井市

概要：商工会議所・市・民間事業者が連携し、介護・医療施設での分別回収の試行やヒアリング、分離処理実験による歩留まりの確認、再生資源の品質検査、処理設備の許認可調査、採算性・ビジネスモデルの検討等を通じ、持続可能なりサイクルチェーン構築を目指す。

③長野県上田市

概要：使用済み紙おむつの再資源化方法を検討し、燃焼試験費用の補助や臭気対策袋の導入試験を通じて、保育施設に限らず、病院や福祉施設から出る紙おむつを再資源化する体制を構築し、地域内循環を目指したモデル構築に取り組む。

②神奈川県松田町

概要：家庭系使用済み紙おむつの排出量や排出時の問題点、再生利用の意見・課題等をアンケート調査を通して把握する。若い世代の負担軽減と資源循環の両立を図り、親子三世代が安心して暮らせる町を目指す。

①神奈川県大井町

概要：使用済み紙おむつ再生利用に向けて排出事業者への説明・ヒアリングを行い、協力体制の構築を図る。排出事業者のみならず、施設利用者や処理業者、町民を対象に、講演会を実施し、再生利用事業に対する町内全体の機運醸成を図る。

⑤静岡県袋井市

概要：地域性、年齢構成、介護保険サービスの利用頻度等の差異を加味し、可燃ごみに含まれる使用済み紙おむつの混入量を調査。視察等を通じて再資源化処理方式を選定し、市内部や市議会へ説明を行う。使用済み紙おむつ再資源化導入により可燃ごみ削減を目指す。

④静岡県浜松市

概要：保育・介護施設等を対象に排出実態や協力可否を把握するアンケートを実施し、実証事業の知見を基に処理シミュレーションと収支モデルを作成することで、再生利用の実施に向けた調査を進める。

⑧宮若市外二町

じん芥処理施設組合(福岡県)

概要：宮若市、小竹町、鞍手町の連携により、事業所や住民を対象に使用済み紙おむつリサイクルに関する意向調査を実施。分別・回収方法の実現可能性を把握し、住民の意識醸成を進め、施設導入に向けた基盤整備を目指す。

⑦鹿児島県喜界町

概要：高齢者福祉施設や保育施設を対象に排出状況を調査し、再生利用施設や収集運搬に関する町内外の事業者へ意向調査や啓発活動を行う。地域資源を活用した資源循環システムの導入に向けた基盤整備を進める。

(参考) 環境省の支援ツール

一般廃棄物処理施設の整備

【令和7年度予算額 52,636百万円（49,518百万円）】

【令和6年度補正予算額 100,642百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

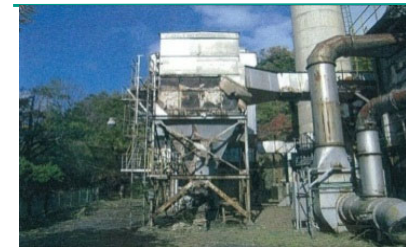
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

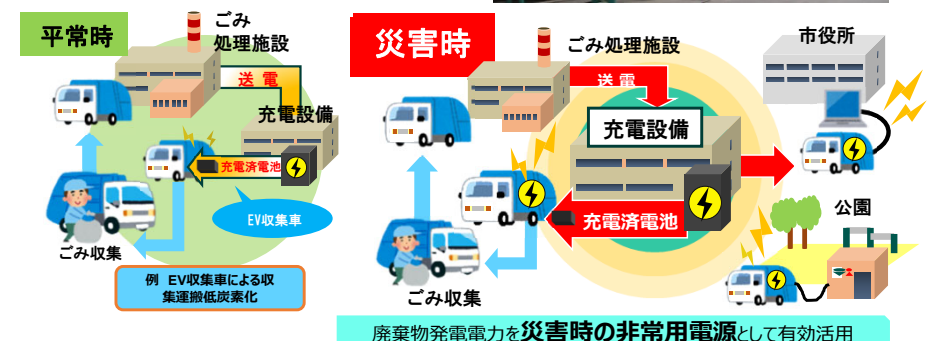
- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より高上げすることで施設への浸水被害を回避



廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として有効活用

地域の資源循環促進支援事業



【令和7年度予算 99百万円（10百万円）】

【令和6年度補正予算額 205百万円】

地域の循環資源等を活かして地域経済を活性化させる自治体のCE取組の底上げを支援し、全国各地でCEへの移行を促進します。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、意欲はあるもののCEにどう取り組んだらよいか分からない自治体に対して、先進事例に取り組むマイスターによるCEに係る現状評価やポテンシャル等の診断を行い、当該自治体のCEビジョン・モデル作成を支援するとともに、当該自治体で資源循環に取り組もうとする中核人材の育成、モデル実証事業を支援することで、資源循環に取り組もうとする自治体を底上げし、CEへの移行を促進する。さらに、自治体間で情報交換・相互支援を可能とする場を創設することで、各地域で生まれた循環型のビジネスモデルを全国各地に普及させる。

2. 事業内容

① 自治体のCE診断の実施（補正）

- アンケートやヒアリングを通じて、自治体の廃棄物管理、地域資源の活用状況、推進体制、地場産業の構造等について現状の把握を行う。
- CEに関連する取組の状況やポテンシャルについて、先進自治体と比較をしながら強みと課題を明らかにし、地域の特性を基に資源循環の取組の可能性が高い分野や施策を特定し、地域へのメリットも提示する。

② CEの取組を伴走支援するツールの提供（補正）

- 類型毎（例：ウェルビーイング型、地域資源活用型、廃棄物削減型、事業創出型）に資源循環による地域活性化プロセスを整理した方法論をまとめたガイダンスを作成提供する。
- 地域のCE実践において重要な役割を担う、地域内の様々な主体と協力関係を築きながら循環ビジネスを創出するプレイヤーの養成プログラムを提供する。

③ 循環型ビジネスモデルの実証事業の実施（補正・当初）

- 地域の廃棄物の資源化を目的とした循環型ビジネスモデル構築実証事業を実施する。
- 補正は、剪定枝を回収し薪・チップ・RPFにするなどの短期間で実施可能な実証事業、当初は、きしめんの端材、牡蠣の貝殻など未利用資源を活用し、お皿などの新たな製品を生み出すなど、時間を要する実証事業を実施。

④ 循環型ビジネスモデルを全国各地に普及させるフォーラムの創設（当初）

- CEの取組による最新の成果やアイデア等、地域間で情報交換・議論・相互支援が可能となるフォーラムを創設する。

4. 事業イメージ

自治体CE診断 / ビジョン・モデル作成

CE進捗度アドバイス

- 現状把握
- ポテンシャル
- 改善提案

CEビジョンの策定

- 持続可能な地域社会
- 安心で豊かなくらし
- 活力ある産業と経済

中核人材育成

CE取組を牽引するプレイヤーの育成

- 養成プログラム
- CEの意義
- 先進事例
- CEの現状と課題

支援ツールの整備 / モデル実証事業

CEガイダンスの提供



類型別

CE事業の創出



ビジョン作成・モデル実証による育成実践

資源循環自治体フォーラム（仮称）創設

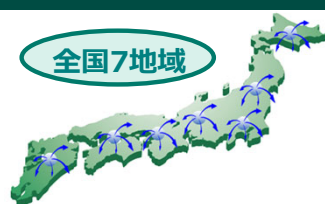
CEネットワークの構築

（国、47都道府県、約1,700市町村）



- 情報発信
- 相互支援
- 横展開

最新政策情報の発信や先進事例の共有



3. 事業スキーム

■ 事業形態 請負事業

■ 請負先 民間事業者・団体

■ 実施期間 補正：令和6年度、当初：令和7年度～令和9年度

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336



【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

1. 事業目的

地域で排出される資源性廃棄物（家庭・産業からの複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等）であって主に焼却・埋立てされている廃棄物等の回収・選別・再資源化を支援することにより、循環経済への移行を促進するとともに地域経済の活性化を図る。

2. 事業内容

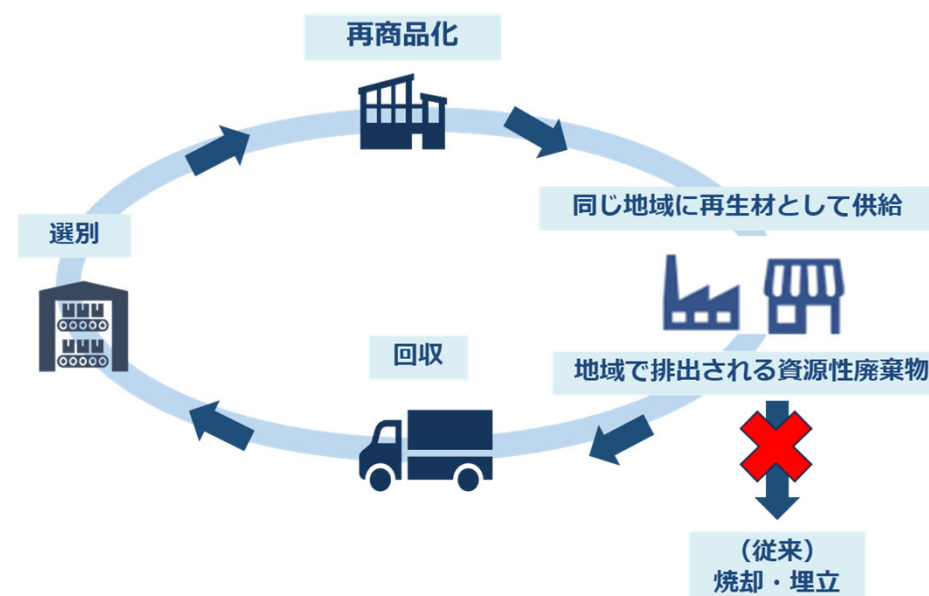
① 実施可能性調査・モデル実証事業

再資源化が困難である複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等の資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援する。

② 回収・選別・再資源化のための技術実証・設備補助

再資源化が困難である資源性廃棄物であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給するものに係る技術実証・設備導入を支援する。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先、補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度



【令和7年度予算額 4,280百万円 (3,761百万円)】
【令和6年度補正予算額 1,700百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。

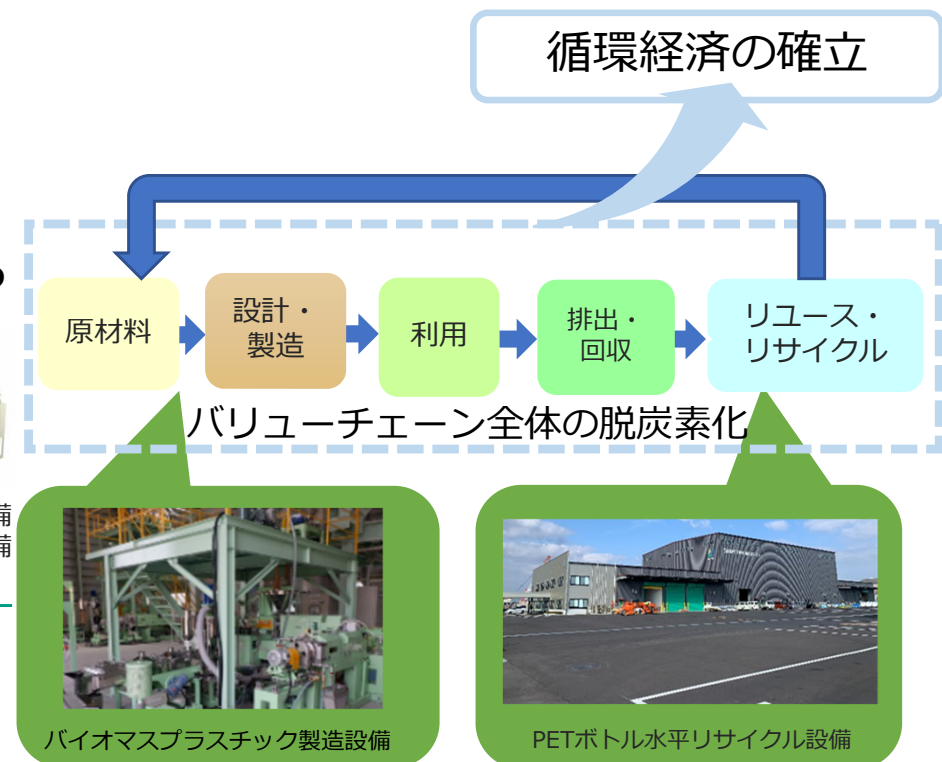


金属破碎・選別設備



太陽光発電設備リサイクル設備

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業（一部農林水産省連携事業）



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

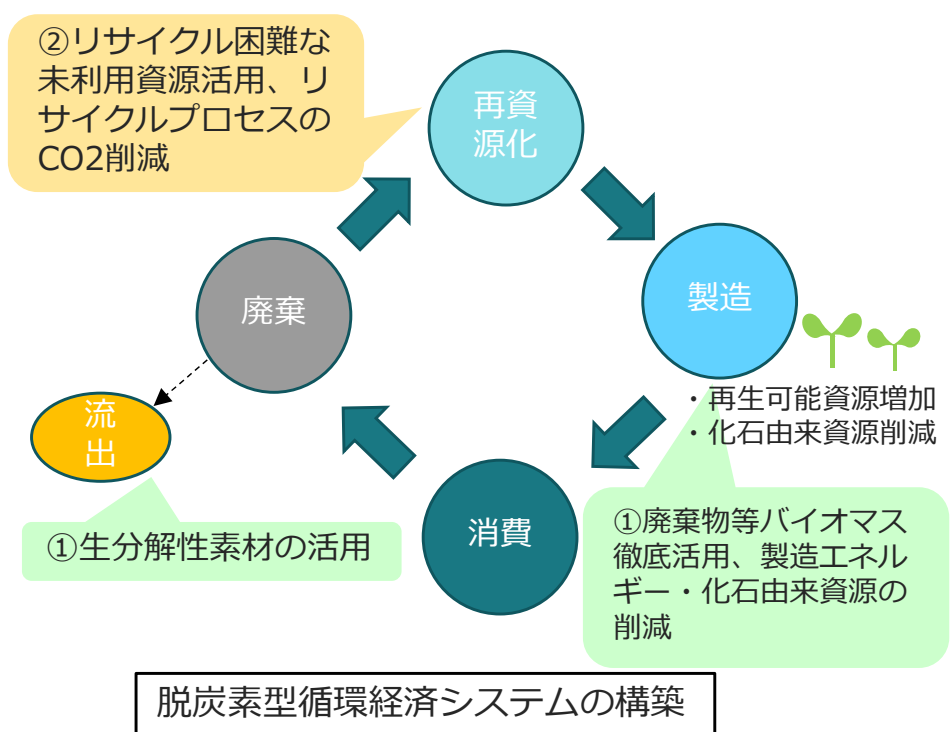
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課（03-6205-4903）、容器包装・プラスチック資源循環室（03-5501-3153）、
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）